

三重県令和 8 年度第 1 回公募公債（グリーンボンド）原簿

発 行 総 額	金〇〇億円
発 行 の 目 的	一般行政経費に充当するため。
各 公 債 の 金 額	1,000 万円
振 替 法 の 適 用	本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の適用を受けるものとし、同法第 113 条で準用する同法第 67 条第 1 項の規定にもとづき本公債の証券は発行しない。
振替地方債の数	〇〇〇個
利 率	年〇.〇〇〇パーセント
発 行 価 額	額面 100 円につき金 100 円
償 還 金 額	額面 100 円につき金 100 円
償 還 の 方 法	(1) 本公債の元金は、令和●年●月●日にその全部を償還する。
お よ び 期 限	(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて償還する。
	(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
利 息 支 払 の 方 法	(1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、令和●年●月●日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年●月●日および●月●日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、最終償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。
お よ び 期 限	(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて支払う。
	(3) 最終償還期日後は利息をつけない。
払 込 期 日 （ 発 行 日 ）	令和〇年〇月〇日
募集の受託会社	株式会社〇〇銀行
振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構
発行代理人および 支 払 代 理 人	前項の振替機関が定める業務規程にもとづく発行代理人業務および支払代理人業務は、株式会社〇〇銀行においてこれを取り扱う。

令和〇年〇月〇日

三 重 県
三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県令和 8 年度第 2 回公募公債（グリーンボンド）原簿

発 行 総 額	金〇〇億円
発 行 の 目 的	一般行政経費に充当するため。
各 公 債 の 金 額	1,000 万円
振 替 法 の 適 用	本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の適用を受けるものとし、同法第 113 条で準用する同法第 67 条第 1 項の規定にもとづき本公債の証券は発行しない。
振替地方債の数	〇〇〇個
利 率	年〇.〇〇〇パーセント
発 行 価 額	額面 100 円につき金 100 円
償 還 金 額	額面 100 円につき金 100 円
償 還 の 方 法	(1) 本公債の元金は、令和●年●月●日にその全部を償還する。
お よ び 期 限	(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて償還する。
	(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
利 息 支 払 の 方 法	(1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、令和●年●月●日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年●月●日および●月●日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、最終償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。
お よ び 期 限	(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて支払う。
	(3) 最終償還期日後は利息をつけない。
払 込 期 日 （ 発 行 日 ）	令和〇年〇月〇日
募 集 の 受 託 会 社	株式会社〇〇銀行
振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構
発行代理人および 支 払 代 理 人	前項の振替機関が定める業務規程にもとづく発行代理人業務および支払代理人業務は、株式会社〇〇銀行においてこれを取り扱う。

令和〇年〇月〇日

三 重 県
三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県令和 8 年度第 3 回公募公債（グリーンボンド）原簿

発 行 総 額	金〇〇億円
発 行 の 目 的	一般行政経費に充当するため。
各 公 債 の 金 額	1 万円
振 替 法 の 適 用	本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の適用を受けるものとし、同法第 113 条で準用する同法第 67 条第 1 項の規定にもとづき本公債の証券は発行しない。
振替地方債の数	〇〇〇個
利 率	年〇.〇〇〇パーセント
発 行 価 額	額面 100 円につき金 100 円
償 還 金 額	額面 100 円につき金 100 円
償 還 の 方 法	(1) 本公債の元金は、令和●年●月●日にその全部を償還する。
お よ び 期 限	(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて償還する。
	(3) 買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
利 息 支 払 の 方 法	(1) 本公債の利息は、払込期日の翌日から最終償還期日までこれをつけ、令和●年●月●日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年●月●日および●月●日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、最終償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。
お よ び 期 限	(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に繰り上げて支払う。
	(3) 最終償還期日後は利息をつけない。
払 込 期 日 （ 発 行 日 ）	令和〇年〇月〇日
募 集 の 受 託 会 社	株式会社〇〇銀行
振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構
発行代理人および 支 払 代 理 人	前項の振替機関が定める業務規程にもとづく発行代理人業務および支払代理人業務は、株式会社〇〇銀行においてこれを取り扱う。

令和〇年〇月〇日

三 重 県
三 重 県 知 事 一 見 勝 之